

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示番 号 (注4)
ナイジェリア	ナイジェリア連邦共和国政府に 対する贈与に関する日本国政府 とナイジェリア連邦共和国政府 との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	400,000千円 -----	H26.9.30 アフジャ で (同日)	日本側 庄司隆一在ナイジ エリア大使 アフバカ ル・O・スレイマン国家 計画大臣	H26.10.10 330号
ナイジェリア	オヨ州小学校建設計画のための 贈与に関する日本国政府とナイ ジェリア連邦共和国政府との間 の交換公文	オヨ州小学校建設計画を実施するために必要な生産物 及び役務の購入	1,277,000千円 H27.9.30まで	H26.9.30 アフジャ で (同日)	日本側 庄司隆一在ナイジ エリア大使 アフバカ ル・O・スレイマン国家 計画大臣	H26.10.10 331号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。